

令和2年第3回常陸太田市議会臨時会会議録

令和2年5月7日（木）

議 事 日 程（第1号）

令和2年5月7日午前10時開議

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）
- 報告第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 5 号 令和元年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 6 号 令和元年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 7 号 令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 8 号 令和元年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書について
- 日程第 3 議案第 3 4 号 令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 報告第1号ないし報告第8号（一括上程・報告説明・質疑・討論・採決）
- 日程第 3 議案第34号（提案理由説明・質疑・採決）

出席議員

12番	成井小太郎	議長	11番	高星勝幸	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
5番	藤田謙二	議員	6番	深谷涉	議員
7番	平山晶邦	議員	8番	益子慎哉	議員
9番	菊池伸也	議員	10番	深谷秀峰	議員
13番	茅根猛	議員	14番	川又照雄	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	宮 田 達 夫 副 市 長
石 川 八千代 教 育 長	加 瀬 智 明 政 策 推 進 室 理 事
綿 引 誠 二 総 務 部 長	岡 部 光 洋 企 画 部 長
鈴 木 淳 市 民 生 活 部 長	柴 田 道 彰 保 健 福 祉 部 長
根 本 勝 則 農 政 部 長	小 瀧 孝 男 商 工 観 光 部 長
古 内 宏 建 設 部 長	磯 野 初 郎 会 計 管 理 者
畠 山 卓 也 上 下 水 道 部 長	宇 野 智 明 消 防 長
武 藤 範 幸 教 育 部 長	榊 一 行 農 業 委 員 会 事 務 局 長
岡 田 和 也 秘 書 課 長	中 野 亘 総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長
江 幡 治 監 査 委 員	

事務局職員出席者

笹 川 雅 之 事 務 局 長	富 田 弘 明 次 長 兼 議 事 係 長
小 林 博 則 総 務 係 長	

午前10時開会

○成井小太郎議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

これより令和2年第3回常陸太田市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○成井小太郎議長 会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により

2番 小室信隆議員 11番 高星勝幸議員

の両名を指名いたします。

諸般の報告

○成井小太郎議長 諸般の報告を行います。

最初に、議長会の経過についてご報告いたします。県北市議会議長会、茨城県市議会議長会及び関東市議会議長会が、今般の新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面表決及び書面会議となりました。内容については、お手元に配付いたしました印刷物によりご承知願います。

次に、監査委員から、令和元年度定期監査報告書、令和2年3月、4月の例月現金出納検査の

結果並びに常陸太田市監査基準について、別紙写しのとおり提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、「地方自治法」第121条の規定により、提出案件説明のため、次の者を議場に出席するよう要求いたしましたのでご報告いたします。

市長	大久保 太一 君	副市長	宮田 達夫 君
教育長	石川 八千代 君	政策推進室理事	加瀬 智明 君
総務部長	綿引 誠二 君	企画部長	岡部 光洋 君
市民生活部長	鈴木 淳 君	保健福祉部長	柴田 道彰 君
農政部長	根本 勝則 君	商工観光部長	小瀧 孝男 君
建設部長	古内 宏 君	会計管理者	磯野 初郎 君
上下水道部長	畠山 卓也 君	消防長	宇野 智明 君
教育部長	武藤 範幸 君	農業委員会事務局長	榎 一行 君
秘書課長	岡田 和也 君	総務部次長兼総務課長	中野 亘 君
監査委員	江幡 治 君		

以上、19名でございます。

市長挨拶

○成井小太郎議長 この際、市長より招集のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 おはようございます。令和2年第3回の市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙中にもかかわらずご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。日頃から、議員の皆様には市政の進展と円滑なる運営のために、格別なるご高配を賜り、深く感謝を申し上げる次第でございます。

さて、新型コロナウイルスは、世界180カ国を超える地域に広がりまして、世界全体では370万人が感染をし、26万人を超える方々がお亡くなりになっておられます。国内におきましても、1万5,000人が感染をし、県内においては、168人が感染し、うち9人の方が亡くなられておる状況でございます。改めまして、お亡くなりになりました方々に哀悼の意を表しますとともに、心よりご冥福をお祈りをいたします。また、感染をされました皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、1日も早いご回復をお祈りいたします。

当市におきましても、これまでに2名が感染しまして、そのうち1名が市民課の職員でありましたことから、市民課において窓口対応いたしました市民28名につきまして、追跡の健康調査を行い、また、同職員と濃厚接触がありました職員22名を、2週間の自宅待機としてまいりましたが、市民の方々、職員、いずれも感染に至らなかったところでございます。

引き続き、市民の皆様には、感染拡大防止のために、マスクの着用や手洗い、うがいなどの衛生対策を十分に行っていただきますとともに、密集、密接、密閉の3密を避け、不要不急の外出

や感染が拡大している地域への移動を自粛するなど、感染拡大を食い止めるべく、慎重な対応をお願いしているところでありますし、これからもお願いをしております。

次に、当市の新型コロナウイルスに関する対応等についてでございます。まず、感染症対策徹底のため、日常生活等におきます基本的な感染予防策や、症状がある場合の相談窓口などにつきまして、お知らせ版などによる臨時の案内やホームページ、防災無線などによりまして、引き続き周知を図ってまいります次第でございます。

また、当面の各種イベントなどにつきましても、3密を避けるため、中止とさせていただいたところがございます。

小中学校の臨時休校につきましては、当初4月19日までとしておりましたが、児童生徒の感染拡大防止のために、5月6日まで延長してまいりました。県立の高等学校等の休校延長に準じまして、これを5月末まで再延長としたところがございます。

路線バスにつきましては、小中学校の登下校時や観光施設等を循環いたします路線バス等につきまして、現在、運休をしているところがございます。また、東京と結びます高速バスにつきましては、4月20日から往復1便のみの運行となっております。

アルコール消毒液の不足等への対応につきましては、整備をいたしましたチーズ工場の機材等の殺菌に使用しております次亜塩素酸水、微酸性電解水を、3月中旬から公共施設や児童クラブ、民間保育園、福祉施設などへ配布を行ってきております。

また、4月からは、市内の事業者の微酸性電解水製造機器をご提供いただきまして、市民1世帯当たり1回1リットルを上限に、これまで2万4,000リットルを配布をしてきているところがございます。

マスクの不足等への対応につきましては、社会福祉協議会から寄贈いただきました手作りマスクを市内の小中学生等へ、また、市内の企業や団体等から寄贈いただきましたマスクにつきましては、介護施設等へ、さらに、先週、中国余姚市から届きましたマスクにつきましては、妊婦さんや、市の医師会を通しまして医療従事者等へ配布をしてまいります次第でございます。

市内の公共施設につきましては、市民や団体等が利用いたします生涯学習センターをはじめ、公民館、運動公園、宿泊施設、観光施設などにつきましては、国の緊急事態宣言の延長を受けまして、茨城県が外出自粛や休業要請などについて、5月17日まで継続することとしましたことから、同日まで引き続き休館とさせていただいたところがございます。

また、国においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策によります特別定額給付金等の補正予算が可決をし、事業を迅速かつ円滑に進めますために、5月1日付で、総務課内に係長級2名、係員3名によります特別定額給付金推進室を設置をしたところございまして、市民の皆様には1日も早く給付金が支給できますよう万全を期してまいりたいと考えております。

市民の皆様には小中学校の臨時休業、休校をはじめ、不要不急の外出自粛などにより、大変多くの影響が出ているとは存じますけれども、一刻も早くこの難局を打破していくことが肝要でございます。引き続き、市民の皆様への情報提供、あるいは各種の支援策等について、早期に進められますように、関係機関と連携をしまして市民の健康と安全安心の確保等に努めてまいります

ので、どうか議員の皆様、市民の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

本日の臨時会に提案させていただきます議案は、専決処分の報告が4件、令和元年度繰越計算書の報告4件及び新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態宣言によります外出自粛や休業要請などへの対応策といたしまして、目に見えないウイルスから受けます様々な不安の解消や子どもや家族の安全安心の確保、休業を余儀なくされ、苦境に立たされております事業者の皆様への経済的支援など、この厳しい状況を市民の皆様とともに乗り越えていきますため、市民の方々、子育て世帯、ひとり暮らしの学生、事業者等への各種支援に関わる令和2年度一般会計補正予算1件、合わせまして9件を提案するものでございます。

議案の提案理由につきましては、副市長及び関係部長よりご説明をさせていただきますので、慎重なるご審議の上、原案のとおり承認、可決を賜りますようお願いを申し上げます。招集の挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 会期の決定

○成井小太郎議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、お手元に配付いたしました会期予定表のとおり、本日1日と致したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りといたします。

日程第2 報告第1号ないし報告第8号

○成井小太郎議長 次、日程第2、報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）、報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）、報告第5号令和元年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、報告第6号令和元年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書について、報告第7号令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書について、報告第8号令和元年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書について、以上8件を一括議題といたします。

報告案件の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 報告第6号から第8号までを除く5件につきまして、提案者に代わりまして、ご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。報告第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

2ページに、専決処分書の写しがございますが、「地方税法」等の一部改正に伴い、常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例を本年3月31日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては、改正が多岐にわたるため、本日お配りしてありますA3横長の資料、令和2年第3回市議会臨時会報告第1号資料、市税条例の主な改正についてによりご説明いたします。

改正は、3条でございます。

1の改正条例第1条関係は、固定資産税、個人市民税、右ページ上段のたばこ税の3点でございます。

2の改正条例第2条関係は、法人市民税、3の改正条例第3条関係は、個人市民税でございます。

まず、1の改正条例第1条関係の固定資産税でございますが、所有者が不明となっている固定資産に対し課税できるよう措置を講ずるものでございます。

図1をご覧ください。課税ができないケースとして、2例ほどお示しいたしました。

まず、左側のケース1をご覧ください。土地建物の所有者Aが死亡、Aの相続人が相続を放棄している状況で、生前からの契約等により使用者Bが居住を続けているケースでございます。

次に、右側のケース2をご覧ください。土地建物の所有者Cが死亡し、Cとの相続関係にあるD、E、Fの3名が相続放棄をしておりますが、相続関係にあるE及び第三者であるGの2名がC名義の物件に居住を続けているケースでございます。

いずれのケースにおきましても、現行では課税をすることができません。

改正の概要でございますが、まず、(1)現に所有しているものの申告の制度化でございます。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、相続人のうち、代表者となり得る者から氏名、住所等を申告させる制度でございます。適用対象者は、令和2年4月1日以後、新たに相続人の代表者となり得るものでございます。

次に、(2)使用者を所有者とみなす制度の拡大でございます。

調査を尽くしましても、なお、所有者が明らかにならない場合、あらかじめ、使用者に対し通知を行った上で、使用者を所有者とみなして課税するものでございます。適用は令和3年度分以後の固定資産税でございます。

続きまして、個人市民税でございます。

(1)低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設でございます。

空き地への不法投棄や、空き家の倒壊リスクが社会問題となっておりますことから、長期譲渡所得の特例措置を設けることで、不動産の流動性を促し、適正な活用、管理を図るために講ずるものでございます。

内容でございますが、個人が都市計画区域内にある低未利用土地、または、その上にある建物を譲渡した場合、適用要件を全て満たす場合に、長期譲渡所得の金額から100万円を控除するものでございます。

適用要件でございますが、①は、土地建物を含みますが、譲渡価格が500万円以下であること。②は、譲渡する年の1月1日時点で、所有期間が5年を超えていることでございます。

適用期限は、令和2年7月1日から令和4年12月31日までの譲渡でございます。

右ページをご覧ください。（2）は、未婚の一人親への所得控除の創設でございます。

これまでの一人親世帯への所得控除は、一度婚姻をし、その後、死別、離別した場合のみが対象でしたが、課税の公平性の観点から、改正後は、婚姻歴にかかわらず、扶養する子どもがいる一人親を所得控除の対象とするものでございます。適用は、令和3年度分以後の個人市民税でございます。

次に、たばこ税でございますが、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しでございます。

葉巻たばこの一種、リトルシガー等は紙巻きたばこと類似する商品にもかかわらず、税負担に差がありますことから、課税の公平性を考慮し、見直しを図るものでございます。

図2をご覧ください。

現行は、軽量の葉巻たばこの重量1グラムをもって、紙巻きたばこ1本分に換算されておりましたが、改正後は、軽量の葉巻たばこ1本分を紙巻きたばこ1本に換算するものでございます。

適用及び経過措置でございますが、本年10月1日からの実施となりますけれども、激変緩和を図るため、令和3年9月30日までの1年間について、星印のところでございますが、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばことみなして課税するものでございます。

続きまして、2の改正条例第2条関係は、法人市民税の改正でございます。

現行の連結納税制度を廃止し、個別申告方式への見直しを行うものでございます。

図3をご覧ください。

現行の連結納税制度は、企業グループ全体を1つの納税単位とし、計算した法人税額を親法人が申告納税をしておりますが、改正後は、企業グループ内の各法人を納税単位とし、各法人が個別に申告納税を行うこととなります。

効果でございますが、各法人が、損益通算等を行う簡素な仕組みとすることによりまして、代表法人の事務負担を軽減するものでございます。

適用でございますが、企業の準備期間等を考慮し、令和4年4月1日以後に開始する事業年度でございます。

次に、3の改正条例第3条関係でございます。

個人市民税における未婚の一人親に係る人的非課税措置の整理でございます。一般的な納税義務者に比較し、担税力が弱い立場にある一人親が人的非課税措置の対象に追加されたことに伴い、図4でございますが、現行の下線部の寡婦単身児童扶養者を、改正後は、一人親に整理するものでございます。

その他は、改元に伴う改正でございますので、説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、議案書にお戻り願います。

10ページをお開き願います。中段の附則でございます。

本条例は、本年4月1日から施行するものでございますが、第1号から第5号においては、それぞれの日から施行するものでございます。

11ページをご覧願います。第2条から13ページの第11条までにつきましては、個人市民税、固定資産税、法人市民税、たばこ税に関する経過措置を規定いたしました。

後ほどご覧おき願います。報告第1号は、以上でございます。

大きく飛びまして、71ページをお開き願います。

報告第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

72ページに専決処分書の写しがございしますが、地方税法等の一部改正に伴い、常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例を、本年3月31日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、75ページをお開き願います。

上段の第2条第2項でございますが、地方税法第349条の3第1項の改正に伴いまして生じた条項のずれを整理するものでございます。

中段の附則でございますが、附則第1項から第3項につきまして、地方税法附則第15条の改正に伴い生じた条項のずれを整理するものでございます。

下段の左側、改正案の附則第4項でございますが、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に対し、課税標準を3分の2とできるよう、新たに規定を追加するものでございます。

76ページをお開き願います。附則第5項から少し飛びまして、80ページ、左側、改正案の第16項までは、改元に伴う年号の整理及びそれぞれ条項のずれを整理するものでございます。

恐れ入りますが、74ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行いたします。

第2項は経過措置でございます。

本条例は、令和2年度以降分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税につきましては、従前の例によるものでございます。

附則第3項でございますが、改正案の新条例附則第15項中、第48項の規定は、関係する法律の施行日から適用するものでございます。

報告第2号は、以上でございます。

続きまして、81ページをお開き願います。

報告第3号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

82ページに専決処分書の写しがございしますが、地方税法施行規則の一部改正に伴い、常陸太田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を、本年3月31日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、84ページをお開き願います。

第6条第2項でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正に伴い、引用する法律名及び条項のずれを整理するものでございます。

恐れ入りますが、83ページにお戻り願います。附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行するものでございます。

報告第3号は、以上でございます。

続きまして、85ページをお開き願います。

報告第4号は、専決処分承認を求めることについてでございます。

86ページに専決処分書の写しがございますが、地方税法施行令等の一部改正に伴い、常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を本年3月31日付で専決処分させていただきました。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたします。

恐れ入りますが、88ページをお開き願います。

上段の第2条は、国民健康保険税の課税額でございます。

第2項におきまして、右側の現行では、基礎課税額の課税限度額が61万円でしたが、左側改正案では63万円とするものでございます。

同じく第4項におきましては、右側の現行では、介護納付金課税額の課税限度額が16万円でしたが、左側改正案では、17万円とするものでございます。こちらの改正につきましては、所得の多い方に保険税負担の増をお願いするものでございます。

続きまして、下段の第23条は、国民健康保険税の減額でございます。

第1項第2号におきまして、右側の現行では、5割軽減の対象となる所得の基準額が、1人につき28万円でしたが、左側、改正案では、28万5,000円とするものでございます。

89ページをお開き願います。

同じく第3号におきましては、右側の現行では、2割軽減の対象となる所得の基準額が、1人につき51万円でしたが、左側改正案では52万円とするものでございます。こちらの改正につきましては、所得の低い方への保険税軽減措置を拡大するものでございます。

附則第4項から次のページの第5項の改正につきましては、地方税法の改正により、低未利用土地等の譲渡に係る長期譲渡所得の特例措置等が創設されましたことから、新たに追加するものでございます。

恐れ入りますが、87ページにお戻り願います。

附則でございますが、本条例は本年4月1日から施行いたします。

1行目のただし書でございますけれども、附則第4項及び第5項の改正規定につきましては、「土地基本法等の一部を改正する法律」の施行日が本年4月1日となっておりますので、翌年の令和3年1月1日から施行するものでございます。

2の経過措置でございますが、本条例は令和2年度以降の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税につきましては、従前の例によるものでございます。

報告第4号は以上でございます。

続きまして、91ページをお開き願います。

報告第5号は、令和元年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

令和元年度常陸太田市一般会計予算繰越明許費に係る歳出予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告を行うものでございます。

92ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

台風第19号による災害対応に伴い、進捗が遅れが生じた事業や国の補正予算に基づくもの、関係機関等との調整に日時を要したものなど、3月の定例会で議決をいただきました金額の範囲内におきまして、4款1項の病院運営費負担事業から、93ページ、最下段の10款2項道路橋梁災害復旧事業までの、ご覧の26事業、合計25億1,026万166円を令和2年度に繰り越すものでございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 上下水道部長。

[畠山卓也上下水道部長 登壇]

○畠山卓也上下水道部長 提案者に代わりまして、報告第6号から報告第8号についてご説明いたします。

議案書の94ページをお開き願います。

報告第6号は、令和元年度常陸太田市水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和元年度常陸太田市水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

95ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございますが、1款資本的支出1項建設改良費の1行目、茅根取水場外構整備工事につきましては、茅根取水場の旧電気室解体におきまして、アスベストを含む外壁塗材除去の工法変更に伴い、関係機関との調整に不測の日数を要したことによる工期延長のため、1,958万円を繰り越したものでございます。

また、2行目の水道施設災害復旧工事につきましては、昨年の台風19号により被災しました新地浄水場及び花房取水場の災害復旧工事におきまして、国の災害査定確定に不測の日数を要したことに伴い、年度内着工が困難となったため、3,067万4,000円を繰り越したもので、合計5,025万4,000円を令和2年度に繰り越したものでございます。

報告第6号は以上でございます。

続きまして、議案書の96ページをお開き願います。

報告第7号は、令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計予算繰越計算書についてでございます。

令和元年度常陸太田市簡易水道事業会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

97ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございますが、1款資本的

支出1項建設改良費の県関連配水管布設替工事につきましては、茨城県が施工します県道常陸太田大子線改良工事に伴います天下野町地内の配水管布設替工事におきまして、県施工の道路改良工事が遅延したことによる工期延長のため、995万5,000円を令和2年度に繰り越したものでございます。

報告第7号は、以上でございます。

続きまして、議案書の98ページをお開き願います。

報告第8号は、令和元年度常陸太田市下水道事業等会計予算繰越計算書についてでございます。

令和元年度常陸太田市下水道事業等会計予算の繰越しについて、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものでございます。

99ページをお開き願います。繰越計算書でございます。

まず、上段の表の地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越しでございますが、1行目の1款公共下水道事業資本的支出、1項建設改良費の那珂久慈流域下水道建設工事費負担金につきましては、茨城県が施工します那珂久慈流域下水道建設工事に対する市の負担金におきまして、県施工工事が繰越しとなったため、885万5,000円を繰り越したものでございます。

また、2行目の3款農業集落排水事業資本的支出、1項建設改良費の農業集落排水処理施設災害復旧工事につきましては、昨年の台風19号により被災しました松栄・青木地区及び花房・新地地区の処理施設災害復旧工事におきまして、被災しました設備の機能診断結果に伴う復旧方法の変更や資機材調達に不測の日数を要したことによる工期延長のため、1億6,353万7,000円を繰り越したもので、合計1億7,239万2,000円を令和2年度に繰り越したものでございます。

続きまして、下段の表の地方公営企業法

第26条第2項ただし書の規定による事故繰越でございますが、3款農業集落排水事業費用1項営業費用の農業集落排水処理施設機能診断業務委託につきましては、天下野地区、松栄・青木地区及び町屋地区の処理施設の長寿命化に向けました施設の機能診断業務委託におきまして、昨年の台風19号により業務を履行すべき施設の一部が被災したことに伴い、年度内の業務完了が困難となったため、197万1,000円を令和2年度に繰り越したものでございます。

報告案件に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。

6番深谷渉議員の発言を許します。6番深谷渉議員。

[6番 深谷渉議員 質問者席へ]

○6番(深谷渉議員) おはようございます。執行部の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策やそれに伴う緊急経済対策等、日々のご苦勞に対しまして感謝申し上げる次第で

ございます。

それでは、質疑に入りたいと思います。

報告第1号の中の1点についてお伺いしたいと思います。

議案書、19ページになりますけれども、ただいま副市長からお話がありました改正の概要の(2)の部分であります。使用者を所有者とみなす制度の拡大でございますが、一定の調査を尽くしても、なお固定資産の所有者が1人も明らかにならない場合には、その使用者を所有者とみなして、その者に固定資産税を課することができるということでございますけれども、そこで、この第33条の5項について、使用者を所有者とみなし固定資産税を課することができる部分がありますけど、この使用者の範囲というのは、どのような規定になっているのか、お伺いしたいと思います。

○成井小太郎議長 総務部長。

○綿引誠二総務部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

使用者の範囲等につきましては、議員ご発言のとおり、市が探索を行っても、なお固定資産の所有者の所在が不明である場合において、現実には、当該資産を使用、収益しているものが存在する場合に限りまして、課税の公平性を確保する観点から、実質的に、その固定資産の利益を享受しているものを使用者として定義するものでございます。

なお、この制度でございますが、来年度課税分から適用することとなっておりますので、この使用者の範囲等についての考え方、また、定型的な例などについて、今後、国から通知などにより示される予定でございますので、これらを基に判断してまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 深谷渉議員。

○6番(深谷渉議員) ありがとうございます。おおむね理解をいたしました。これから、国のほうから、具体的に、この使用者の範囲が示されてくるということでありますので、その部分、しっかりと今後注視していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それで、大幅な、この固定資産税の、この改正の部分でありますので、市民への周知等を徹底していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で私の質疑は終了いたします。

○成井小太郎議長 次、18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

[18番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○18番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。職員の皆様には、新型コロナウイルス感染拡大対策のために、長期にわたり、その取り組みに対して感謝申し上げます。

私は、報告第1号及び第4号の3件について質疑を行います。

まず、報告第1号専決処分の承認を求めることについて(常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例)について伺います。

19ページになりますが、先ほど副市長より説明をいただきましたけれども、19ページ、第33条4項及び5項について、所有者不明の土地や家屋の増加に伴って、特に、都市部に増加していると伺っておりますけれども、その所有者不明の固定資産に係る固定資産税を課税する措置

が拡大された改正だと認識しております。そこで、4項及び5項の所有者不明の固定資産に係る所有者探索について、税務の現場としては、実際にどの程度の負担軽減になるのか伺いたいと思います。

次に、報告第4号専決処分を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について2点伺います。

まず、1点目ですけれども、ページ88、第2条2項の課税限度額です。ここでは基礎課税額ということになっておりますけれども、現行61万円が改正で63万円に、2万円の引上げの改正に伴って、この課税額が増額になる世帯数と影響額について伺います。

2点目ですけれども、同じく88ページ、第2条2項の課税限度、失礼いたしました。88ページ、同じです。23条2号及び3号の減額の対象となる世帯数、そして影響額について伺います。

2号の、これは、所得の基準額の改正と次ページの3号の2割軽減については、保険税軽減措置の拡大についての軽減される減額についてご説明いただきたいと思います。

以上です。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。総務部長。

○綿引誠二総務部長 報告第1号に關しましての所有者探索について、税務の現場では、実際にどの程度の事務負担軽減になるのかというご質問についてお答えいたします。

今回の条例改正によりまして、固定資産の所有者の死亡後3カ月以内に相続人の代表者を申告する制度が導入されるとございしますが、この所有者の探索についての事務でございしますが、これまで同様に、市の職員によりまして、住民基本台帳や戸籍簿、公簿上の調査を行う必要があるため、事務量的には変わらないものと考えております。

○成井小太郎議長 保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 報告第4号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正についてのご質問にお答えいたします。

本年度の課税額につきましては、まだ確定しておりませんので、令和元年度の課税内容で算出させていただいた対象世帯数、影響額をお答えさせていただきたいと存じます。

まず、基礎課税分の限度額引上げに係る影響でございしますが、これまでの課税限度額61万円では、68世帯が対象でありましたが、課税限度額が63万円に引き上げることにより、62世帯が対象となりまして、課税額は130万3,000円の増が見込まれます。

次に、減額判定基準額の見直しに係る影響でございしますが、5割軽減の世帯数は1,272世帯から1,298世帯と26世帯増加しまして、軽減額は85万4,000円の増が見込まれます。同じく2割軽減につきましては、1,000世帯から1,020世帯と20世帯増加しまして、軽減額は19万7,000円の増が見込まれるところでございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番（宇野隆子議員） ご答弁いただきまして、ありがとうございます。質疑を終わります。

○成井小太郎議長 以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。通告がありますので、発言を許します。

18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、反対の立場から討論を行います。

今回の条例の一部改正は、2020年度分の保険税の課税限度額を2万円引き上げて、61万円を63万円にするものです。2020年度分の保険税額については、現在、本算定前ということで、前年度の課税内容を基に、先ほどご答弁をいただきました。限度額を引き上げることによって、増税による世帯が62世帯、影響額が130万3,000円となります。高所得の世帯、いわゆる限度超過世帯や限度額ぎりぎりの世帯が負担増になるわけです。

この国保制度は、社会保障制度の1つです。国保税が高過ぎる、限界だという状況のもとで、さらに、税負担が増となる課税限度額の引上げは認められません。低所得世帯の2割軽減、5割軽減など、保険税軽減措置の拡大、また、所得判定基準の改正は当然だと思います。毎日の暮らしそのものが大変なのですから。

以上で私の反対討論といたします。

○成井小太郎議長 以上で討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。

報告第1号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市市税条例等の一部を改正する条例）、報告第2号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市都市計画税条例の一部を改正する条例）、報告第3号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例）、以上3件については、原案承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって、報告第1号から報告第3号まで、以上3件については原案承認することに決しました。

○成井小太郎議長 採決いたします。

報告第4号専決処分の承認を求めることについて（常陸太田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、原案承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○成井小太郎議長 起立多数であります。

よって、報告第4号については原案承認することに決しました。

次に、報告第5号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第4号から報告第8号まで、以上3件については、地方公営企業法第26条。

〔「5号から」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 最初から。間違いでした。はい、訂正します。

次に、報告第5号については、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告第6号から報告第8号まで、以上3件については、地方公営企業法第26条第3項の規定により、それぞれ報告事項となっておりますので、報告をもって終了といたします。

日程第3 議案第34号

○成井小太郎議長 次、日程第3、議案第34号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の議案書、令和2年第3回常陸太田市議会臨時会補正予算書をご覧願います。1ページおめくり願います。

議案第34号は、令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）でございます。

今回の補正内容でございますが、新型コロナウイルス感染拡大に対応する、国及び茨城県並びに本市独自の緊急対策に伴う補正でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額に、それぞれ52億5,009万4,000円を追加し、総額を310億709万4,000円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。上段の15款2項1目総務費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う特別定額給付金の財源といたしまして、51億53万円を追加するものでございます。

同款同項2目民生費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う子育て世代への臨時特別給付金の財源といたしまして、4,795万8,000円を追加するものでございます。

同款同項6目教育費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします市立幼稚園に空気清浄機等を整備する費用の財源といたしまして、199万1,000円を追加するものでございます。

下段の19款2項1目財政調整基金繰入金の補正につきましては、歳出予算において補正をいたします市独自支援の財源といたしまして、9,961万5,000円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

歳出でございますが、別途資料を用意いたしました。恐れ入りますが、本日、お手元に配付をさせていただきましたA3横長の資料、令和2年第3回市議会臨時会、議案第34号資料、新型コロナウイルス感染症対策関連事業概要をご覧ください。

事業は、大きく4つの対象を設けて実施してまいります。

まず、1の全市民向け事業でございます。事業名は、国の事業である特別定額給付金でございます。予算措置につきましては、2款1項1目一般管理費に51億53万3,000円を追加するものでございます。

予算措置の内訳でございますが、給付金が5万831人分の50億8,310万円、事務費が1,743万3,000円でございます。事務費の内訳は、会計年度任用職員を採用する人件費が161万3,000円、時間外勤務手当が458万6,000円、消耗品費、印刷製本費が67万4,000円、郵便料口座振替手数料が845万9,000円、電算処理委託料として210万1,000円を計上しております。国の補助率は10分の10。

事業内容でございますが、迅速かつ的確に家計を支援するため、市民1人につき10万円を一律に給付するもので、給付対象は、基準日の令和2年4月27日において、住民基本台帳に記録されている方で、受給権者は世帯主、申請期間は、本市の給付申請受付開始日であります本年5月12日から3カ月間でございます。申請書につきましては、5月11日に発送予定で、申請方法は、原則として郵送申請かマイナンバー制度の個人向けサイト、マイナポータルを活用したオンライン申請でございます。

給付時期につきましては、申請書を市が受理した後、おおむね1週間後に振り込みの予定でございます。

市民の皆様にも1日も早く給付できますよう、総務部総務課内に専任の組織体制である特別定額給付金推進室を設置し、迅速かつ円滑に給付事務を進めてまいります。

次の2の子育て世帯向け、学生支援のための事業でございます。

1は、国の事業である子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

予算措置につきましては、3款2項3目児童措置費に4,795万9,000円を追加するものでございます。

予算措置の内訳でございますが、給付金が4,650万円、事務費が145万9,000円でございます。国の補助率は10分の10。

事業内容でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代の生活を支援するもので、給付対象はゼロ歳から本年3月まで中学生だった児童を養育する所得制限限度額未満の児童手当受給者2,850人で、給付額は対象児童1人につき1万円。給付時期は6月期の定期支払い日であります6月10日を予定しております。

2は、本市単独の事業でございます子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

予算措置につきましては、3款2項3目児童措置費に4,854万3,000円を追加するものでございます。予算措置の内訳でございますが、給付金が4,850万円、事務費が4万3,000円でございます。

事業内容でございますが、国の事業と同様に、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世代の生活を支援するもので、給付対象者につきましては、国の事業における対象者であります①のゼロ歳から、本年3月まで中学生だった児童を養育する所得制限限度額未満の児童手当受給者2,850人に加え、②として、同じく、所得制限限度額以上の児童手当特例給付受給者150人も対象とするものでございます。給付額及び支給時期につきましては、国の事業と同様でございます。

国及び市単独の事業を併せて実施することにより、学校の臨時休校や外出自粛要請などにより、生活に影響を受けている子育て世代を適切に支援してまいります。

3は、同じく市単独の事業でございますひとり暮らし等学生生活応援でございます。

予算措置につきましては、2款1項15目諸費に、225万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、県外において、一人暮らし等をする、帰省できない学生の生活を応援するため、常陸太田市産の食材等を送付するもので、対象者につきましては、本市出身者で、現在、県外において、一人暮らし等をする学生450人とし、送付物資は、米、野菜、そば等の加工品、マスク等で、1人当たり5,000円、業務委託予定先は、常陸太田産業振興株式会社、委託期間は、契約締結日から3カ月間でございます。なお、農産物等と併せまして、市長のメッセージ、UIJターンのパンフレット等を同封し、親元を離れ、市外で生活する本市出身の学生の生活を応援するとともに、将来的なUIJターンにつなげてまいります。

次に、3の事業者向け事業でございます。

1は、茨城県と本市が協調して実施をいたします新型コロナウイルス感染症対策資金貸付金でございます。

予算措置につきましては、6款1項2目商工振興費に、負担金として1,900万円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、売上げが急減し、廃業や倒産が懸念される中小企業等に対し、雇用の維持や事業継続を支援するために、県と市が協調して資金を貸し付けるもので、貸付金は県が4分の3、市が4分の1を負担いたします。

貸付け対象者は、令和元年12月までに事業を開始し、売上高が前年同期と比べ50%以上減少し、日本政策金融公庫、県及び民間金融機関の融資を受けられなかった中小企業、個人事業主とし、貸付け限度額は200万円、貸付け期間は10年以内で据置き5年以内。利子、担保につきましては、無利子無担保でございます。

2は、本市単独の事業でございます新型コロナウイルス感染症対策休業要請協力金でございます。予算措置につきましては、6款1項2目商工振興費に、2,792万6,000円を追加するものでございます。

予算措置の内訳でございますが、協力金が2,730万円、事務費が62万6,000円でございます。

事業内容でございますが、県が休業等を要請した施設のうち、要請に協力した事業者に対し、県の協力金に上乘せして、市が独自に協力金を支給するもので、支給対象は、市内の休業、時間

短縮営業実施事業者273社に対し、一律10万円を支給いたします。

県が支給する協力金に加え、市単独に協力金を支給することで、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に協力する中小企業等の事業継続を支援してまいります。

最後に、4の教育保育施設整備に関する事業でございます。

1は、国の事業でございます。幼稚園における感染症対策でございます。

予算措置につきましては、9款4項1目幼稚園管理費に、空気清浄機等を購入する費用として199万1,000円を追加するものでございます。補助率は10分の10。

事業内容でございますが、幼稚園再開に当たり、感染症対策の徹底を図るため、空気清浄機及び非接触体温計を整備するもので、市立幼稚園に空気清浄機20台、非接触体温計10個を配置するものでございます。

2は、市単独の事業でございます放課後児童クラブにおける感染症対策でございます。

予算措置につきましては、3款2項4目、児童クラブ費に、空気清浄機購入費用として189万2,000円を追加するものでございます。

事業内容でございますが、放課後児童クラブの感染症対策の徹底を図るため、市立児童クラブに空気清浄機を整備するもので、未整備である12のクラブに配置するものでございます。なお、備考でございますが、市立保育園及び認定こども園につきましては、令和元年度に整備済みでございます。

補正予算に係る私からの説明は以上でございます。当該補正によりまして、国及び県の施策と併せまして、本市独自の施策を実施することにより、新型コロナウイルス感染症に係る経済支援及び感染拡大防止に全力で取り組んでまいります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○成井小太郎議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告がありますので、発言を許します。

18番宇野隆子議員の発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。議案第34号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算について伺います。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急対策として、県が創設した新たな貸付金に対する市の負担金1,900万円や休業要請協力金に対する市独自の協力金の上乗せ2,730万円などの市内事業者への支援、また、市独自の子育て世帯への臨時特別給付金4,850万円などを盛り込んだ補正額52億5,009万4,000円の補正予算を評価しながら、4点について伺いたいと思います。

先ほどの資料の中から、詳細なご説明をいただきましたけれども、大体分かりましたけれども、細かいことについてもう少し伺いたいと思います。

まず1点目、7ページ、2款1項1目18節給付金、特別定額給付金の50億8,310万円について、スケジュール等についてということも通告しておりましたけれども、この資料からご説

明いただきましたので、これは省略いたします。

ひとり暮らしの、例えば高齢者などで、この申請の困難な方への支援をどのように行っていくのか。申請書には、住所、氏名等は書き込まれてきますけれども、中には、送られてきた内容が理解できない、分からないという方も出てくるのではないかと思いますけれども、そうしたときの支援ですね。それについて伺いたいと思います。

2点目は、やはり7ページ、2款1項15目の12節委託料225万円、ひとり暮らし等学生生活応援事業委託料です。これもご説明をいただきました。1人当たり5,000円。全て送料、その他込みです。それで、申請申込み数450人ということでありまして、この450人については、申請率としてはどのぐらいになるのか伺いたいと思います。

次に2点目、県外でひとり暮らししている学生等ということですが、この学生はどの範囲までを学生と対象とするのか、それについても伺いたいと思います。

次、3点目ですが、8ページ、6款1項2目18節について伺います。負担金1,900万円、これについても先ほど説明をいただきまして、県の支援ということで、1事業者200万円と。この内訳は県が4分の3、市が4分の1、独自に負担するということとあります。そうしますと、市独自負担が50万円ということになりますと、ここにも資料にもありますが、38事業所となるわけですが、この38の根拠を伺いたいと思います。

それから4点目ですが、同じく、6款1項2目の18節にあります協力金、新型コロナウイルス感染拡大防止協力金ということで、これも、県の協力金に市が10万円を上乗せするというので、この資料にも事業所数が273事業所とありますが、この事業所数の根拠について伺いたいと思います。

1回目の質疑は以上です。

○成井小太郎議長 答弁を求めます。総務部長。

○綿引誠二総務部長 ご質問1件目の特別定額給付金の申請に関わりますひとり暮らしの高齢者等への申請の困難な世帯への支援についてのご質問に、まずお答えいたします。

今回の給付金の申請等の手続きに当たりまして、こういったひとり暮らしの高齢者の方、さらには、高齢者のみの世帯の方などがお困りになることがないように、各地区の民生委員の皆様のご協力をいただきながら支援を進めてまいりたいと考えております。

○成井小太郎議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 議案第34号の7ページ、2款1項15目12節の委託料225万円のひとり暮らし等学生生活応援事業についての2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目、申請の申込み見込み人数の積算でございますけれども、こちらにつきましては、市内の18歳から21歳までの人数約1,700人に対しまして、県の統計データから高校生の進学率50%、このうち県外進学率が75%というデータに基づきまして、さらに、市の申請の割合を70%と見込みまして、450人としたところでございます。

2点目の本事業の給付対象者となります学生の内容でございますけれども、こちらにつきましては、学校教育法に基づきます大学、短期大学、大学院、専修大学、各種学校、専門学校等でご

ございますけれども、こちらのほうとしてございます。

○成井小太郎議長 商工観光部長。

○小瀧孝男商工観光部長 補正予算書8ページの6款1項2目18節負担金補助及び交付金について、2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の新型コロナウイルス感染症対策貸付金負担金1,900万円についてでございますが、こちらは、茨城県と市が協調して実施する貸付金について、市が貸付金の4分の1を負担するものであり、県の要請に基づき計上したものでございます。なお、県における貸付け対象者数の積算に当たりましては、国統計における県内中小企業者数7万9,443社から、電気、ガス、水道、情報通信業、金融保険業、建設、仕業等の新型コロナウイルスの影響が少ない業種、3万6,180社を除いた事業者数に、既存融資の利用が難しいとされる想定割合を5%を乗じまして、県全体で2,200社を対象者数と見込んでございます。この2,200社を各市町村の中小企業者数で案分しまして、常陸太田市の対象者数を38社とし、1社当たりの負担限度額50万円を乗じた1,900万円を計上させていただきました。

次に、2点目の新型コロナウイルス感染拡大防止協力金2,730万円についてでございますが、県が休業要請、営業時間短縮要請した対象施設を、国統計から本市内の対象施設を業種ごとに抽出し積み上げまして、最大で273社と見込んでございます。これに1事業所当たりの協力金10万円を乗じた2,730万円を計上したものでございます。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) ありがとうございます。1点だけ、さらに伺いたいと思います。一人暮らし等の学生ですけれども、これは予備校生も含まれるのかどうか、これについて伺いたいと思います。それから、この応援事業ですけれども、この情報の提供といいますか、周知ですね。これはどのように進めていくのか。この点についても伺いたいと思います。

○成井小太郎議長 企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

学生につきましては、予備校も含めるものとしてございます。

2点目の周知でございますけれども、こちらにつきましては、希望者の方が申請をスムーズにできるように、市の広報紙、それからホームページ等を使いまして周知を図りまして、学生本人、または、本市に在住している保護者のいずれでも申請できるものとしていただいております。

○成井小太郎議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 分かりました。補正額約52億5,000万円の予算で、国、県、市に及ぶ事業ですけれども、やはり、市民の命と暮らし、そして、なりわいを守り、当面、雇用維持あるいは事業継続が図られるように、先ほども副市長からも決意と言いますか、言葉が述べられましたけれども、その支援と確実な予算執行を要望いたしまして質疑を終わります。

○成井小太郎議長 以上で質疑を終結いたします。

○成井小太郎議長 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第34号については、

会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって議案第34号については委員会の付託を省略することに決しました。

○成井小太郎議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○成井小太郎議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第34号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第1号）については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○成井小太郎議長 ご異議なしと認めます。よって議案第34号については原案可決することに決しました。

○成井小太郎議長 以上をもって、今期臨時会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 令和2年第3回市議会臨時会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまご提案いたしました、専決処分の報告及び繰越計算書の報告、令和2年度一般会計補正予算の合計9件につきまして、原案のとおり承認可決を賜りまして、誠にありがとうございました。

本日、議決をいただきました補正予算につきましては、1日も早く市民や事業者の皆様方を支援できますよう、関係機関と連携をして万全の体制で取り組んでまいります。

また、引き続き、コロナウイルスの感染拡大等につきましては、事態の推移を注視しながら、国や県の動向を踏まえまして、市民への情報提供や安全安心の確保等に努めてまいりますので、どうか変わらぬご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議員の皆様には、時節柄、ご自愛をいただきまして、市政の円滑な運営のために、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○成井小太郎議長 以上をもちまして、令和2年第3回常陸太田市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員